

令和 7 年 8 月 15 日
山 梨 労 働 局

山梨地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

本審議会の傍聴を希望される方は、下記 6 の傍聴要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 審議会名 第 3 回山梨地方最低賃金審議会
- 2 日 時 令和 7 年 8 月 27 日（水） 10 時～12 時（予定）
- 3 場 所 恩賜林記念館 東会議室
（甲府市丸の内一丁目 5 番 4 号舞鶴城公園内）
- 4 議 題 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）
その他
- 5 傍聴予定人員 若干名
- 6 傍聴要領
 - （1） 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、①傍聴を希望される審議会（本審又は部会）の開催日、②住所、③氏名、④電話番号、⑤勤務先（職業）を明記の上、往復はがき等でお申し込み下さい。

申し込み先 : 〒400-8577
甲府市丸の内 1-1-11
山梨労働局 労働基準部 賃金室
TEL 055-225-2854 FAX 055-236-5055
 - （2） お申し込み締切日は、令和 7 年 8 月 22 日（必着）です。
なお、お一人様 1 枚に限り有効です。
 - （3） 傍聴席に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選となります。
なお、抽選結果については、後日、返信はがき等により連絡いたします。
- 7 その他
 - （1） 傍聴される場合は、別紙の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守して下さい。
 - （2） 身体が不自由な方等は、傍聴の際に申し出て下さい。
また、介護者を同伴する場合も、介護者の氏名とともに申し出て下さい。
 - （3） 不明な点がありましたら、山梨労働局賃金室（Tel.055-225-2854）へお問い合わせ下さい。

別 紙

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 携帯電話・スマートフォン等の電源は、必ず切ってください。
- 2 会場内で、ビデオ、カメラ、ＩＣレコーダー等による撮影、録音はできません。
- 3 審議における言動に対し、発言、賛否の表明、拍手等を行うことはできません。
- 4 銃刀類をはじめとする危険物、プラカード・旗・のぼり・横断幕等の持ち込みはできません。
また、会場内ではヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等の着用もできません。
- 5 その他、会場内では静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んで下さい。
また、審議会会長及び事務局職員の指示に従ってください。

＊ 上記事項に反する行為を行う場合は、退去を命ずることがあります。

山 梨 労 働 局